

所コ推第 4 号
平成20年4月14日



所沢市代表監査委員
阿部 武志 様

所沢市長 当摩 好子

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成20年2月20日付け所監第102号で報告のあった監査の結果について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果に基づく措置

部・課名 等	市民経済部国保年金課
<p>〔監査結果の内容〕</p> <p>総務費から支出されている臨時職員賃金については、地方自治法第 216 条に則り、目的別予算執行となるよう、現会計年度内に関係課と調整し、是正されたい。</p>	
<p>〔講じた措置の内容〕</p> <p>関係課と調整し、歳出更正を行い是正しました。</p>	

監査の結果に基づく措置

部・課名 等	市民経済部農政課
<p>〔監査結果の内容〕</p> <p>総務費から支出されている臨時職員賃金については、地方自治法第 216 条に則り、目的別予算執行となるよう、現会計年度内に関係課と調整し、是正されたい。</p>	
<p>〔講じた措置の内容〕</p> <p>関係課と調整し、歳出更正を行い是正しました。</p>	